

入管庁管第 4627 号
開 発 1124 第 3 号
令和 2 年 11 月 24 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 人 材 開 発 統 括 官
(公 印 省 略)

優良な実習実施者及び優良な監理団体の基準について

標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴機構におかれては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意いただくとともに、監理団体及び実習実施者に周知されたい。

記

第 1 優良な実習実施者の基準について

1 技能等の修得等に係る実績に関する項目について

- (1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「施行規則」という。）第 15 条第 1 号に規定する「技能等の修得等に係る実績」の評価基準の一つとしている「過去 3 技能実習事業年度の 2・3 級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下計算方法により配点すること。

<計算方法>

分母：新制度の技能実習生の 2 号・3 号修了者数

－うちやむを得ない不受検者数

＋旧制度の技能実習生の受検者数

分子：（3 級合格者数＋2 級合格者数×1.5）×1.2

* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去 3 技能実習事業年度には 2 号未修了であった者の申請日時点の 3 級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、以下のとおり加点する。

合格者 3 人以上：20 点、合格者 2 人：10 点、合格者 1 人：5 点、

合格者 0 人：0 点

(2) 上記(1) *の合格実績には、以下のような者が該当すること。

- ① 過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明したが、当該技能実習事業年度中に第2号技能実習を修了しなかった者
- ② 過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、申請年度に合否が判明した者
- ③ 申請年度に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明した者

(3) 上記(1)については、以下の書類により確認すること。

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第1-24号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙)

2 相談・支援体制に関する項目について

(1) 施行規則第15条第5号に規定する「技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況」(以下第1において「相談・支援体制」という。)の評価基準の一つとしている「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、その有無及び受入れを行った人数に応じ、以下の配点とすること。

(旧配点)

- ・ 有 : 5点

(新配点)

- ・ 基本人数枠以上の受入れ : 25点
- ・ 基本人数枠未満の受入れ : 15点

(2) 「相談・支援体制」の評価基準として、「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」を追加し、該当する場合には10点を配点すること。

(3) 上記(1)及び(2)については、以下の書類により確認すること。

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第1-24号)
- ・ 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号をまとめた一覧表(様式自由)
 - ※ 実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合
- ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し

3 取扱いの留意点

優良な実習実施者の基準については、上記2(1)及び(2)の配点により、新配点として150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断すること。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点(120点満点で72点以上)を選択することを可能とすること。

4 上記1及び2の取扱いに伴う申請様式の変更

参考様式第1-24号及び参考様式第1-24号別紙については、別添1及び別添2のとおり変更すること。

第2 優良な監理団体の基準について

1 技能等の修得等に係る実績に関する項目について

(1) 施行規則第31条第2号に規定する「実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績」の評価基準の一つとしている「過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」とし、以下の計算方法により配点すること。

<計算方法>

分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数

－うちやむを得ない不受検者数

＋旧制度の技能実習生の受検者数

分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5) ×1.2

(2) 上記(1)については、以下の書類により確認すること。

- ・ 優良要件適合申告書 (参考様式第2-14号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙2 (参考様式第2-14号別紙2)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙3 (参考様式第2-14号別紙3)

2 相談・支援体制に関する項目について

(1) 施行規則第31条第4号に規定する「団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況」(以下第2において「相談・支援体制」という。)の評価基準の一つとしている「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること」について、その有無及び実習監理を行う実習実施者の数に対する機構へ登録した実習実施者の数の割合に応じ、以下の配点とすること。

(旧配点)

- ・ 有 : 5点

(新配点)

実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合

50%以上 15点

50%未満 10点

(2) 「相談・支援体制」の評価基準の一つとしている「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」について、その

有無及び実習監理を行う実習実施者の数に対する技能実習生を受け入れた実習実施者の数の割合に応じ、以下の配点とすること。

(旧配点)

- ・有 : 5点

(新配点)

実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合

50%以上 25点

50%未満 15点

(3) 上記(1)及び(2)については、以下の書類により確認すること。

- ・ 優良要件適合申告書 (参考様式第2-14号)
- ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し
- ・ 優良要件適合申告書・別紙4 (参考様式第2-14号別紙4) 【新設】

※ 実習実施者においても、実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合には、優良要件適合申告に際して、各技能実習生の所要の情報を整理した一覧表(様式自由)を作成する必要があるため、傘下に該当する実習実施者があり、かつ監理団体において受入れ技能実習生名簿(別紙4)を作成している場合には、監理団体は、適宜、受入れ技能実習生名簿(別紙4)に記載されている所要の情報の提供を行うこと。提供に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意すること。具体的には、実習実施者が必要とする情報(実習先変更により受け入れた各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号)以外は、提供を行わないよう留意すること。

3 取扱いの留意点

優良な監理団体の基準については、上記2(1)及び(2)の配点により、新配点として150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」と判断すること。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点(120点満点で72点以上)を選択することを可能とすること

4 上記1及び2の取扱いに伴う申請様式の変更

参考様式第2-14号については、別添3のとおり変更すること。また、参考様式第2-14号別紙4を別添4のとおり新設すること。

以上